

オンラインによる学習支援の可能性 ～ 稚内市、浜頓別町における中学生の実態調査・学習支援から～

著者	但田 勝義
雑誌名	稚内北星学園大学紀要
号	22
ページ	7-28
発行年	2021-03-31
URL	http://id.nii.ac.jp/1079/00000456/

オンラインによる学習支援の可能性

～稚内市、浜頓別町における中学生の実態調査・学習支援から～

但田 勝義

● 要約

2010年に続き、2019年国連子どもの権利委員会から「ストレスの多い学校環境（過度に競争的なシステムを含む）」が指摘され、子どもが勉強できないのは自己責任と感じざるを得ない環境にあることが勧告された。国際的に日本の教育が問われる中、人類を震撼させた新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、日本の教育がかつて経験することがなかった全国一斉休校、子どもの命と学びを守る学校のあり方という衝撃的な課題を突きつけた。

新たな教育施策として、密にならないオンライン教育や全国学力・学習状況調査のCBT化が注目され、経済産業省が先行した「GIGAスクール」構想の前倒しとして端末の配布が実施されている。2021年公表された中教審答申では、「個別最適な学び」が孤立した学びにならないように「協働的な学び」との一体的なICTを活用した授業改善が強調された。学校は児童生徒や地域の実態に即した教育課程に基づき多様な子ども同士が学ぶ場であるが、学習指導要領改訂に伴う「主体的・対話的な深い学び」の具体化と併せて、新たな教育環境の中で授業改善を進めなければならない学校現場の混乱が懸念される。

本論文は、国際的に持続可能な開発目標達成を目指す時代の潮流の中、これからの日本の教育が抱える課題を考察する。具体的には、稚内市の中学生のオンライン教育に対する意識調査、浜頓別町の中学3年生対象に実施した希望者参加の学習支援（無料土曜塾）の実践から、貧困や不登校に悩む生徒の増加などストレスの多い学校環境の改善という日本の教育の国際的な課題を抱えながら、対面授業とハイブリット化しようとするオンライン授業の課題と可能性を考察する。

● キーワード

国連子どもの権利委員会

子どもの貧困

個別最適な学びと協働的な学び

新型コロナウイルス感染における学習指導

オンライン学習支援（無料塾）

支援を必要とする子どもたちとICTの活用

はじめに

21世紀に入り、1990年代の国際会議やサミットで採択されてきた国際開発目標が統合され、世界の貧困の半減などを目指したミレニアム開発目標MDGs (Millennium Development Goals) が設定された。2015年までに世界全体では極度な貧困の半減が達成し、マラリアや結核などの感染症による死亡が大幅に減少した。一方、日本国内では男女、収入、地域格差が依然存在するという課題が積み残された。

MDGsに代わり、2015年9月SDGs (Sustainable Development Goals) が国連サミットで採択された。17の目標と169のターゲットで構成され、2030年までの達成を目指す。世界の大手企業が取組に名乗りを上げ、日本でも企業をはじめ中学・高校の「総合的な探究の時間」等で取り組む学校が増加し、学校経営方針に掲載する学校もある。社会・経済・教育が国際水準で考え発想する時代である。しかし実際には、日本の子どもの7人に1人が貧困だといわれ、ジェンダー平等に関しては2020年12月世界経済フォーラムの調査発表で153カ国中121位。先進国と言われている日本国内でも緊急かつ深刻な問題である。また、国連子どもの権利委員会による日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見では、「子供の貧困対策に関する大綱」が評価されているものの、1)教育において子どもの権利が一貫して解釈されているわけではないこと。2)日本社会の競争的性質によって発達が害されないことが指摘され、これら2つも国際的にみた日本の教育課題といえよう。

2020年。新型コロナウイルス感染症によるパンデミックは、まさに国際的な協力と各国が連携して現状を分析し、的確な対応をしなければ乗り越えることはできないという教訓を残した。日本の教育も新型コロナウイルス感染症による臨時休校、各種行事の中止や縮小化を余儀なくされた。いま学校は、過去の経験や実績によって創造する学校から新たな学校のスタイルへの変化が打ち出され、子どもの「学び」をいかに保障し、「生きる力」をはぐくむかが求められている。

1. 世界の中の日本の教育

1-1 国連子どもの権利委員会の勧告

子どもの権利条約第43条に基づき、条約において約束された義務の実現を達成することにつき、締約国によってなされた進歩を審査するために設置された機関が国連子どもの権利委員会である。各国政府の報告書の審査が行われ、条約の実施状況について委員会としての見解を示す「総括所見」が採択される。日本政府に対して今までに5回の審査が行われている。

第4回・第5回報告書「総括所見」の教育に関わる部分を紹介すると注(1)

Best interests of the child

19. The Committee notes that the right of the child to have his or her best interests taken as a primary consideration is not appropriately integrated and consistently interpreted and applied, particularly in education, alternative care, family disputes and juvenile justice, and that the judicial, administrative and legislative bodies do not take into account the best interests of the child in all decisions relevant to children. With reference to its general comment No. 14 (2013) on

the right of the child to have his or her best interests taken as a primary consideration, the Committee recommends that the State party establish compulsory processes for ex ante and ex post impact assessments of all laws and policies relevant to children. It also recommends that a best interests of the child assessment is always carried out in individual cases concerning the child, by a multidisciplinary team with the obligatory participation of the concerned child.

Right to life, survival and development

20. The Committee recalls its previous recommendation (para. 42) and urges the State party to:
- (a) Take measures to ensure that children enjoy their childhood, without their childhood and development being harmed by the competitive nature of society;
 - (b) Research root causes for suicide among children, implement preventive measures, and equip schools with social workers and psychological consultation services;
 - (c) Ensure that children's facilities adhere to appropriate minimum safety standards and introduce automatic, independent and public reviews of unexpected death or serious injury involving children;
 - (d) Strengthen targeted measures to prevent traffic, school and domestic accidents and ensure appropriate response, including steps to ensure road safety, the provision of safety and first-aid and the expansion of paediatric emergency care.

【日本語訳】注(2)

子どもの最善の利益

19. 委員会は、自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利が、とくに教育、代替的養護、家族紛争および少年司法において適切に統合されかつ一貫して解釈されているわけではなく、かつ、司法機関、行政機関および立法機関が、子どもに関連するすべての決定において子どもの最善の利益を考慮しているわけではないことに留意する。自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利についての一般的意見 14 号 (2013 年) を参照しながら、委員会は、締約国が、子どもに関連するすべての法律および政策の影響評価を事前および事後に実施するための義務的手続を確立するよう勧告するものである。委員会はまた、子どもに関わる個別の事案で、子どもの最善の利益評価が、多職種チームによって、子ども本人の義務的参加を得て必ず行なわれるべきであることも勧告する。

生命、生存および発達に対する権利

20. 委員会は、前回の勧告 (CRC/C/JPN/CO/3、パラ 42) を想起し、締約国に対し、以下の措置をとるよう促す。
- (a) 子どもが、社会の競争的性質によって子ども時代および発達を害されることなく子ども時代を享受できることを確保するための措置をとること。
 - (b) 子どもの自殺の根本的原因に関する調査研究を行ない、防止措置を実施し、かつ、学校にソーシャルワーカーおよび心理相談サービスを配置すること。

- (c) 子ども施設が適切な最低安全基準を遵守することを確保するとともに、子どもに関わる不慮の死亡または重傷の事案が自動的に、独立した立場から、かつ公的に検証される制度を導入すること。
- (d) 交通事故、学校事故および家庭内の事故を防止するための的を絞った措置を強化するとともに、道路の安全、安全および応急手当の提供ならびに小児緊急ケアの拡大を確保するための措置を含む適切な対応を確保すること。

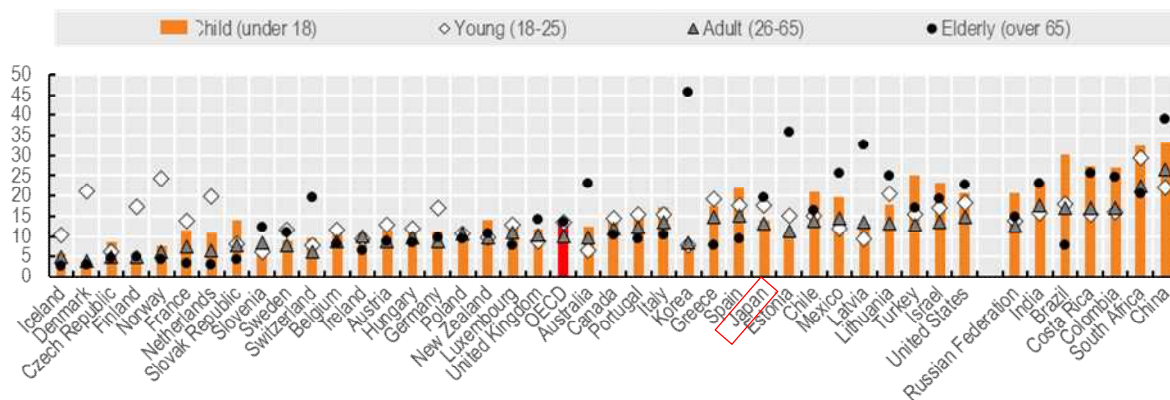
と報告している。

この報告のポイントは、①教育においても子どもの最善の利益が第一次的に考慮されること。②競争原理によって子どもの発達を害さないことが指摘されている点である。国際的には、日本社会に潜む競争原理が子どもの発達や教育課題に影響を与えていると認識するべきであろう。

1-2 OECDが指摘する日本社会

図1で示すグラフは、OECD 諸国の社会厚生の傾向を示す「図表で見る社会 2019」の一部である。このグラフから、日本の総人口の16%、18-25歳の若年人口の18%、高齢人口（65歳以上）の20%が貧困線（貧困のボーダーライン）を下回っているのに対して、OECDでは全体の12%、若年者と高齢者のそれぞれ14%が貧困線を下回っている。この図から日本の貧困率がOECD平均を上回り、貧困は子ども、若者、高齢者の間で最も高く、大人の間で低いことがわかる。

図1 2016年の年齢層別の等価可処分所得の中央値の50%未満で生活している人の割合



出典：OECD 所得分布データベース

日本社会は国際水準からみて、子どもを含む若年層に貧困の課題が大きいのし掛かっていると考えられ、子どもの教育に大きな影響を与えていることが推測される。

1-3 必修化する「SDGs 学習」

世界の貧困への取組は、1990年代の国際会議やサミットで採択されてきた国際開発目標が統合され、世界の貧困の半減などを目指したミレニアム開発目標MDGs (Millennium Development Goals) が設定されたことにより、1990年代に比べて1/3にまで減少した。一方、MDGsは一つの国を単位として達成状況を測定するマクロ的な指標のため、国内の格差の問題は捉えきれない課題があった。

したがって、ジェンダー平等、収入、地域格差など国単位の格差が大きくなったという課題が残った。これらの反省に基づいてよりグローバルな視点から現在取り組まれているのがSDGsである。

SDGs (Sustainable Development Goals の略) とは、「誰一人取り残さない」社会を実現するために国連が推奨している取組である。17 の目標 169 のターゲットで構成された目標が、2015 年の国連サミットで採択され、国連加盟の 193 カ国が 2030 年までに目標達成を目指す。特に目標 4 「質の高い教育をみんなに」は、すべての子どもたちに公平に質の高い教育が受けられる世の中を目指し、生涯学習を受けられる機会を促進させるとしている。この目標は日本にとっても重要な目標であり、満足な教育を受けるために改善すべき問題である。

このような時代背景の中、国内では小学校が 2020 年度、中学校は 2021 年度、そして高校では 2022 年度から、「新学習指導要領」が全面実施される。今回の改訂で注目されているのは、「持続可能な社会の創り手の育成」が明記されたことであり、その背景には、SDGs の担い手を教育の現場から育成することが目指されていることである。

【学習指導要領前文（一部引用）】注(3)

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓ひらき、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

その動きを受け、小学校の家庭科や道徳科、中学校の社会科や理科、技術・家庭科などにも「持続可能」という言葉が使われるなど、持続可能な開発目標 (SDGs) が教科に取り上げられるようになった。具体的には、企業と協力しながら高校生の SDGs 学習を支援する取組が全国で開催され、「総合的な探究の時間」のテーマに取り上げる高校も少なくない。「2030 SDGs」と呼ばれるカードゲームを通して、お金や時間を使って公共事業を進め目標とする社会の実現を目指す授業で SDGs の基本概念を学ぶ取組注(4)。政党の公約として SDGs の具体的な取組を学校の魅力を高める選挙としての取組注(5) など多様な実践が展開されている。また、企業が積極的にイベントを開催し、SDGs が世代や地域、国境を越えて話し合うことができる共通言語となっている。学習指導要領とともに進む SDGs 学習は、新たな学びの後押しをしていることは確かである。

2. コロナ禍での新たな教育

2-1 学習指導要領改訂のポイント

2016 年から告示されてきた学習指導要領改訂は、2020 年小学校、2021 年中学校、2022 年高等学校が完全実施される。小・中学校学習指導要領改訂のポイントは、①教育理念を踏まえた「生きる力」の育成。②知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視。③道徳教育や体育の充実による豊かな心や健やかな体の育成。の 3 つの基本的な考え方に基づいて策定されていることである。具体的には、新たに設けられた前文に示されている①社会に開かれた教育課程②育成を目

指す3つの資質・能力③カリキュラム・マネジメント④「主体的・対話的な深い学び」の視点からの授業改善である。特に④については、「何を学ぶか」が重視されてきたが「何ができるようになるか」「どのように学ぶか」という視点から、いわゆるアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善が求められている。見通しをもってねばり強く取り組む力が身に付く技術・家庭科の授業、自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育む体育の授業、まわりの人たちと考え、学び、新しい発見や発想が生まれる理科の授業、一つ一つの知識がつながり、「わかった」「おもしろい」と思える社会科の授業等が全国で具体的に展開されている。共通していることは、多様な捉え方をすることで気づく、考えが深まることが重要視されていることである。

図2 資質・能力3つのバランス



2-2 ICT教育の課題

ICT教育とは、パソコン・タブレット端末、インターネットによる情報通信技術を活用した教育手法をいう。ICTはInformation and Communication Technologyの頭文字から表され、日本語では「情報通信技術」と訳す。ICT教育を実現するにはコンピュータ・電子教科書・電子黒板・インターネット環境が必要であり、電子教科書を使うには生徒1人につき1台の端末が必要である。しかし、文部科学省「平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」によると、教育用コンピュータ1台当たりの生徒数は平成31年3月で5.4人に留まっている。

令和2年度から実施される「新学習指導要領」は、情報活用能力の育成と学校内のICT環境整備やICTを活用した学習活動が大きな柱となっている。小中学校でのプログラミング教育の必修や高校で履修が必須となる「情報1」が新たな科目となった。しかし、学校ではICT教育に必要な環境整備が進んでいないという実態が現実である。現時点の課題を整理すると、

課題1はICT環境整備の地域格差である。平成30年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」内の「都道府県別インターネット接続状況の実態」調査では、教室内のLANの整備率は全国平均で89.9%と高いが、無線LANは全国平均で41.0%とまだ半数にも達していない。これは、学校の中にICT環境を整えても学力向上につながらないため、現状のままで良いという認識が広がっているのではないかと考えられる。2019年度の全国学力・学習状況調査の都道府県別正解率とICT環境の整備が進んでいる都道府県には相関関係が見られないことから推測できる。

課題2は整備に対する学校の意識格差である。ICT環境整備は私立校と公立校では違いがある。公立校では、自治体や教育委員会と学校の思惑が異なり一体となって進まないことが要因と考えられる。また、教育委員会から学校に裁量が委ねられることが多いため、機器等が導入されても活用されず、活用のための研修等で時間と労力をかけなければならず整備が一層進まない。これらの実態が全国ICT教育首長協議会「わがまちのICT教育の課題と取組」の中で課題として挙げられている。

課題3はITリテラシーの格差である。教師は労働時間や業務量が多くITリテラシーを持ちづらい。また、文部科学省「公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究」によると、2016年度の教師の

平日の勤務時間は、小学校教師 11 時間 15 分、中学校教師 11 時間 32 分である。ICT 活用のための準備や研修の時間を確保することが困難であることが明らかである

2-3 「GIGAスクール」構想^{注(6)}

Society 5.0 時代に生きる子どもが社会を生き抜く力を育み、子どもたちの可能性を広げる場所である学校が、時代に取り残され世界からも遅れたままの状況にあることは否めない。1人1台端末環境は、もはや令和の時代における学校の「スタンダード」であり、これまでの我が国の150年に及ぶ教育実践の蓄積の上に、最先端のICT教育を取り入れ、これまでの実践とICTとのベストミックスを図っていくことをねらいに「GIGAスクール」構想の実現が図られてきた。この新たな教育の技術革新は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、特別な支援が必要な子どもたちの可能性を広げることを目的としている。また、1人1台端末の整備と併せて、統合型校務支援システムをはじめとしたICTの導入・運用を加速していくことで、授業準備や成績処理等の教員の負担軽減にも資するものであり、学校における働き方改革にもつながる。

具体的には、子どもたちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくため、ICTを適切・安全に使いこなすことができるようネットリテラシーなどの情報活用能力を育成していくことが重要である。このため、文部科学省は1人1台端末環境の整備に加えて、新しい学習指導要領を着実に実施していくとともに、研修等を通じた教員のICT活用指導力の向上、情報モラル教育をはじめとする情報教育の充実など、ハード・ソフトの両面からの教育改革に取り組むこととした。

主な構想内容として、

①環境整備の標準仕様例示と調達改革

○学習者用端末の標準仕様 ○校内LAN整備の標準仕様 ○自治体レベルの共同調達

②クラウド活用のセキュリティガイドライン

○「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(2017年策定)

③学校ICT利活用集

○「教育の情報化に関する手引」公表～ICTを活用した効果的な学習活動の事例集

④関係省庁との連携

○総務省～ローカル5Gの活用モデル構築

○経産省～EdTech導入事業、学びと社会の連携促進事業

⑤民間企業からの支援

○通信環境の無償提供 ○端末の提供 ○ICT支援員としての人材サポート

※注 EdTech: テクノロジーの力で教育にイノベーションを起こす取り組みのこと。

2000年代中頃、Education(教育)とTechnology(テクノロジー)を組み合わせ
てアメリカで作られた造語

が掲げられている。

オンラインによる学習支援の可能性 ～稚内市、浜頓別町における中学生の実態調査・学習支援から～

教育現場である学校には、

- ①学びにおける時間・距離などの制約を取り払う ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ②個別に最適で効果的な学びや支援 ～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ③プロジェクト型学習を通じて創造性を育む ～文理分断脱却と PBL による STEAM 教育の実現～
- ④校務の効率化 ～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ⑤学びの知見の共有や生成 ～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPM の促進)～

※注 PBL : Project-Based Learning。課題解決型学習のこと。

STEAM 教育 : Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を
実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

EBPM : Evidence-Based Policy Making。統計データや各種指標など、客観的エビデンス
(根拠や証拠) を基にして、政策の決定や実行を効果的・効率的に行うこと

が求められている。

さらに、2021 年 1 月中教審答申では、

- ICT の活用により新学習指導要領を確実に実施すること。
- 特に、「主体的・対話的な深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすこと。
- 今までできなかった学習活動の実施や学校外の学びの充実に活用すること。
- ICT の活用を「当たり前」に捉え、学校教育を現代化すること。
- 特別な支援が必要な子どもたち（不登校、病気療養、障害、日本語指導）の支援に ICT を活用すること。
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するために、ICT を効果的に活用すること。

が期待されており、今後の方向性と学校現場の取組が一体化した教育の流れが示されている。

3. 子ども（中学生）の意識とオンライン教育

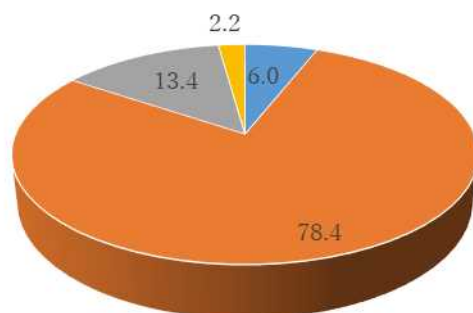
3-1 稚内市の中学生におけるオンライン授業のアンケートから

稚内北星学園大学では、2014 年度から文部科学省「地(知)の拠点整備事業（大学COC事業）」として、猿払遠隔授業、まちラボ「教たま数学教室（無料塾）」、豊富町「学びの教室」支援等を5年間取り組んできた。この主体となってきた教員養成ゼミ（通称：教たまゼミ）では、COC事業終了後も「教たま数学教室」や豊富町「学びの教室」、猿払村土曜学習塾や「はまとんべつ土曜塾」等の宗谷管内における学習支援を続けている。今年度は新型コロナウイルス感染症により、稚内市の中学3年生を対象とした「教たま数学教室」の開催が困難となり、オンラインによる開催を企画した。市街地4つの中学校に参加の呼びかけを行ったが希望者がゼロ。この結果から教たまゼミ4年松本大輔は、オンライン教育に対する子どもの意識や地域性、課題に注目して卒業研究としてまとめている。

意識調査の中から、設問1 オンライン授業についての経験と知識、設問2 同時双方向型（声・ビデオあり）の意識、設問3 同時講義型（声・ビデオなし）の意識、設問4 オンデマンド型の意識、設問5 臨時休校中の意識の5項目を抽出して、実際にオンライン授業の経験がない生徒の遠隔授業・オンライン教育に対する関心を考察する。（調査数が少ないので推測として掲載し次年度の課題とする）

図3-1 オンライン授業について

回答数 134



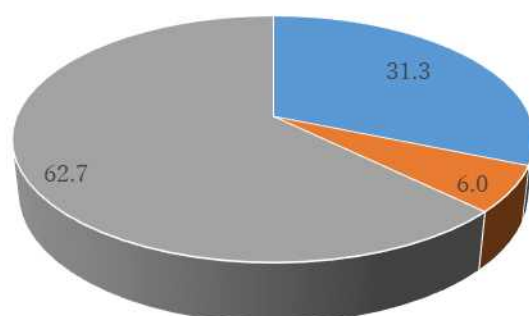
稚内北星学園大学 松本大輔 卒業論文より 作成：但田

- 受けたことがある
- 受けたことはないが知っている
- 聞いたことはあるがよくわからない

「受けたことがある」の多くは、塾やYouTube などアプリによる経験であるようである。知っているがよくわからないの区別が曖昧な点から、9割以上の生徒がオンライン授業という言葉は知っていると考えられる。システムや内容について詳しく知っているかはこの設問だけでは判断がつかない。

図3-2(a) 同時双方向型（声・ビデオ有）

回答数 134



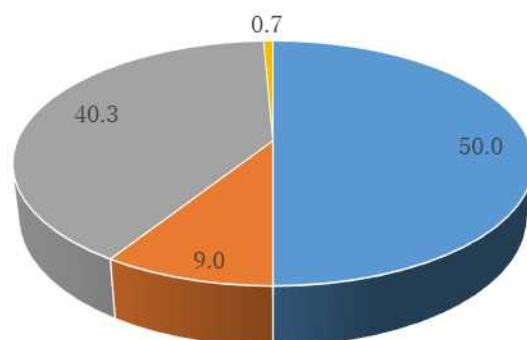
稚内北星学園大学 松本大輔 卒業論文より 作成：但田

- 受けたい
- 受けたいけれど受けることができない
- 受けたくない

「受けたい」と答えた生徒は31.3%。多い理由は「楽しそう」「コロナだから1度は受けてみたい」で「受けたい」と答えた生徒の42.1%である。「受けたいけれど受けることができない」と答えた生徒は、スマホやPCの操作がわからない、自宅にWi-Fi環境がないなど経験や家庭環境を要因とする理由が多い。一方、「受けたくない」と答えた生徒の一番の理由は、「他人に自宅の様子を見られたくない」、次いで「一人で受けるのが不安」「オンライン授業が何かよくわからない」と続き、この3つの理由だけで「受けたくない」と答えた生徒の83.2%に及ぶ。また、図3-2のグラフで示すように、声やビデオがなければ「受けたい」という生徒が1.6倍の50.0%となり、「顔出しがない方がいい」「落ち着いてできる」「学校に行かなくていい」という意見が39.3%を占める。

このことから、端末の配布や学校のWi-Fiや無線LANの整備、アプリの活用や家庭のネット環境の貸与や通信料の補助など、ICT教育の通信環境の整備・充実を図ることと学習者である生徒の

図3-2(b) 同時講義型（声・ビデオなし） 回答数 134

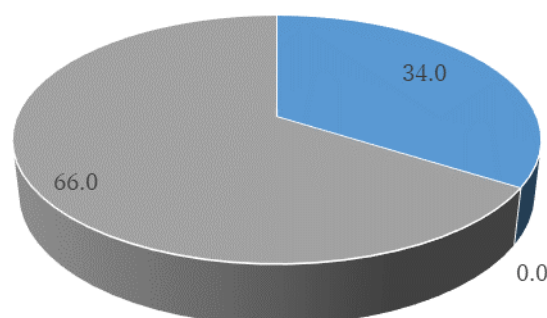


稚内北星学園大学 松本大輔 卒業論文より 作成：但田

■ 受けたい ■ 受けたいけれど受けることができない ■ 受けたくない ■ 無回答

意識や家庭環境が整備されることが前提であると考え。不登校、病気療養、障害など支援が必要な子どもたちに遠隔授業など効果的なオンライン教育をすすめるには、学校の機器や環境を整備するだけでは解決できない大きな課題がある。

図3-2(c) オンデマンド型 回答数 144



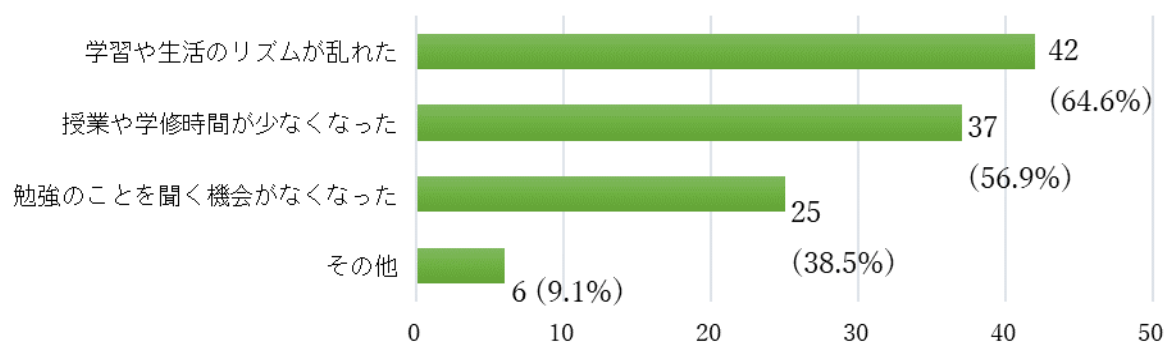
稚内北星学園大学 松本大輔 卒業論文より 作成：但田

■ 受けたい ■ どちらでもない ■ 受けたくない

オンデマンド型のオンライン授業を「受けたい」と答えた生徒は34.0%。その理由は「自分の受けたいときに受けられる」「何回でも受けられる」「自分のペースで受けられる」と理由が84.1%と自由度が高まることへの肯定的な意見が多い。一方、「受けたくない」と答えた生徒の68.6%が、「リアルタイムなら見る」「学校に行くリズムを大切にしたい」「特に必要ない」「授業を直接受けたい」「質問できない」とオンライン授業に批判的な意見が多い。

このことから、個に応じた指導の充実を図り、支援が必要な子どもたちに効果的な指導を行うため「個別最適な学び」を推進する意義が、生徒の意識とは異なる実態があることがわかる。図3-3は、新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休校中における生徒の困ったことの回答結果である。この結果から、臨時休校中は勉強の内容がわからなかったのではなく、生活のリズムが崩れ友人と教え合うことができないことへの不安が多かったと考えられることから生徒の意識や実態が読み取れる。

図3-3 臨時休校中に困ったこと（複数回答あり）



稚内北星学園大学 松本大輔 卒業論文より 作成：但田

図4-1から図4-3は、臨時休校中に学校が生徒に課した学習内容を示したものである。急な決定により準備ができなかったこともあり、身近な教科書やプリントで対応したり、デジタル教材やテレビ放送を紹介することが多く、学習状況の把握や支援も電話やメールによることが一般的であったことがわかる。同時双方向の家庭学習や連絡というオンラインの有効性を生かした学校が少ない。その要因の1つは、オンラインを活用した支援や連絡の体制が学校に構築されていないこと。2つめは、各家庭の通信環境の実態を把握していなかったこと。3つめは、先の見えない緊急的な事態に物理的に

図4-1 学校が課した家庭での学習内容



図4-2 課程における学習の状況把握と支援の方法

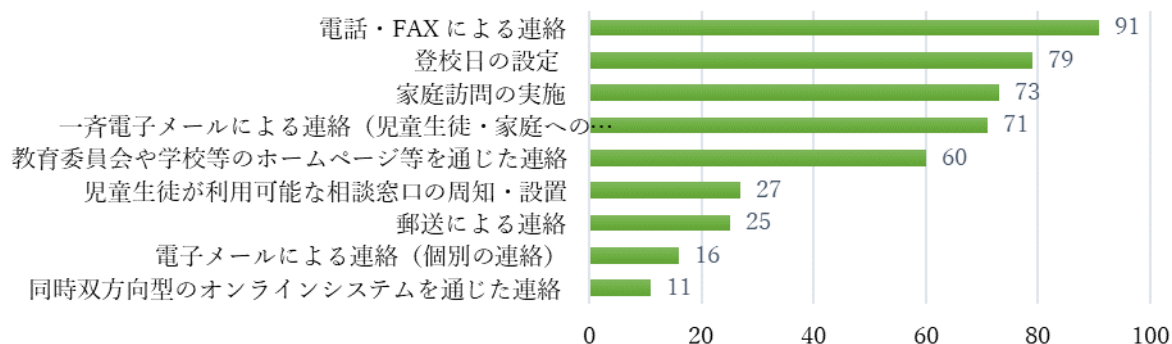
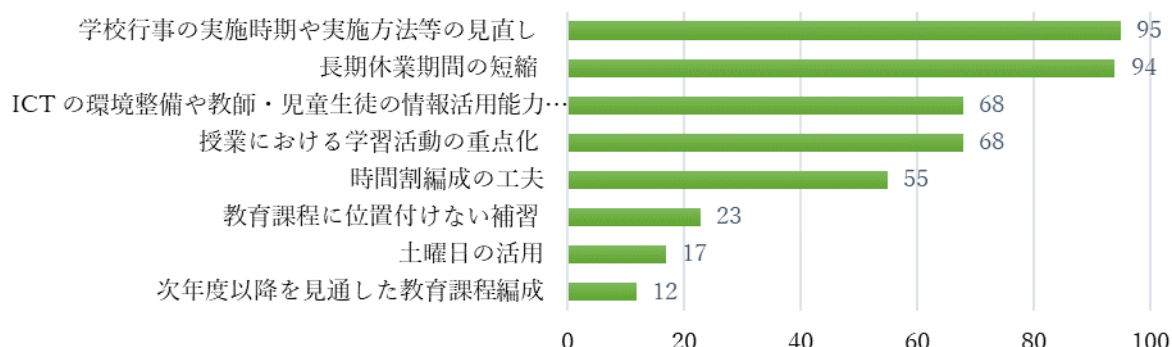


図4-3 学校再開後に行う（予定の）学習指導の工夫



新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休校に関連した公立学校における学習指導等の取り組み状況について

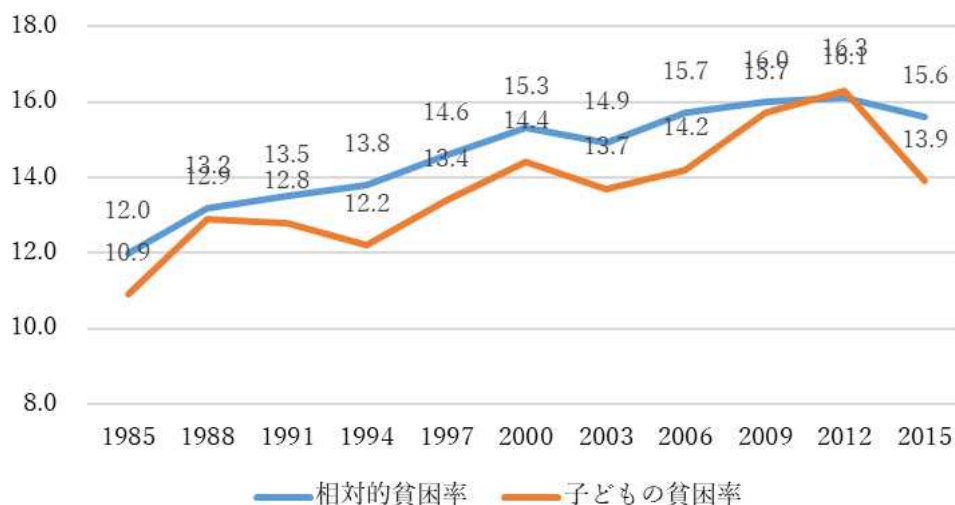
2020年 文部科学省 作成：但田

も精神的にも学校には緊急事態における対応が準備できていなかったと考える。このことは、図 4-3 の学校再開後の工夫として「ICT の環境整備や教師・児童生徒の情報活用能力」が、10%から 68% に伸びていることから推測され、ICT の管理や活用が学校には常態化していなかったことが推測される。新型コロナウイルス感染症拡大によって、学校には新しい学校の在り方として ICT の活用環境と情報活用能力の向上が必要であるという肯定的な考えが定着してきたといえるであろう。

3-2 子どもの貧困との関連

SDGs の目標 4 「すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」は、「誰も置き去りにしない(leaving no one left behind)」を掲げ、国際社会が 2030 年までに貧困を撲滅し、持続可能な開発を実現するための重要な指針である。図 5-1 が示すように、日本も子どもの貧困が年々増加している。「子ども貧困大綱」の作成など、政府の取組は国際的に評価されているが、他国の課題として捉えるのではなく自国の課題として捉えなければならない。

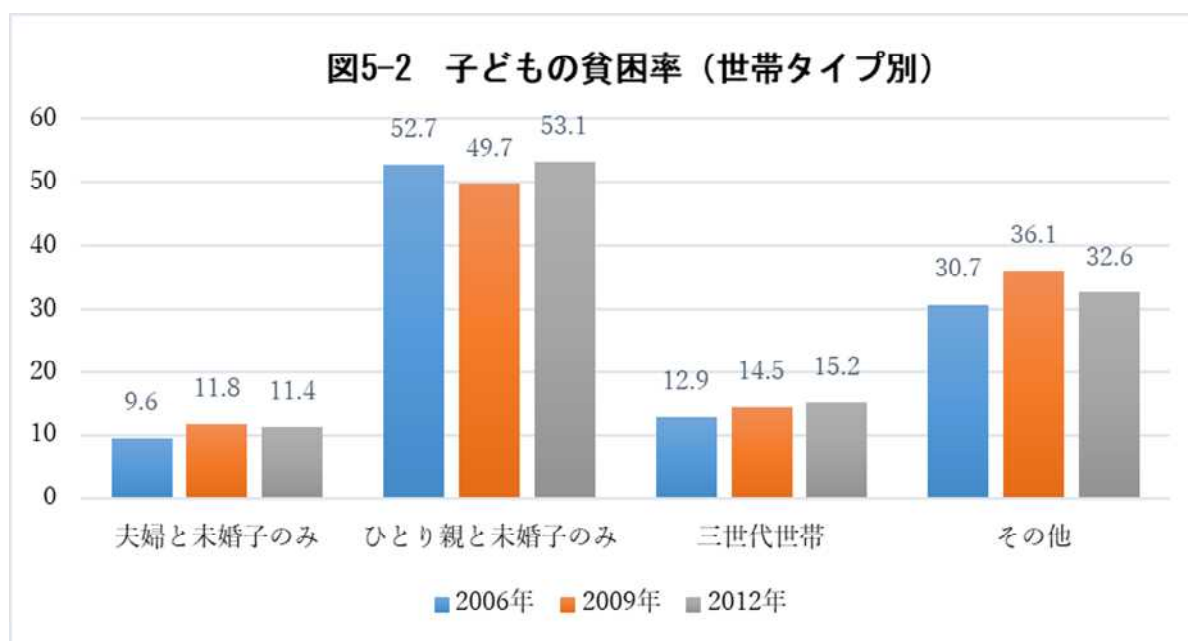
図5-1 日本相対的貧困率



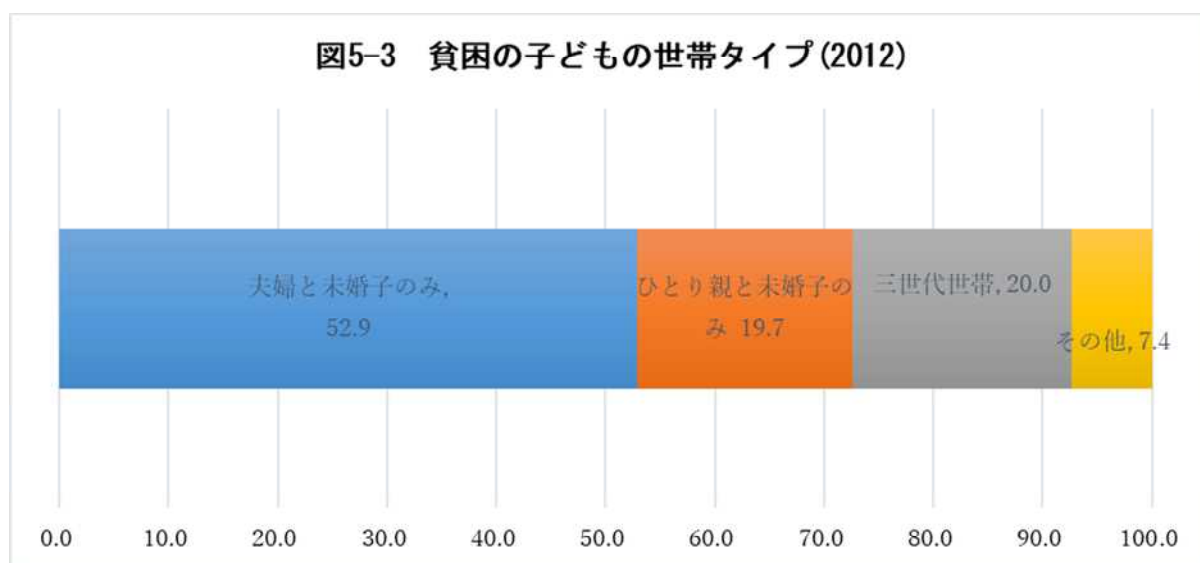
平成 28 年国民生活基礎調査結果の概況 2017 年 厚生労働省 作成：但田

オンラインによる学習支援の可能性
～稚内市、浜頓別町における中学生の実態調査・学習支援から～

ICT機器に触れる機会が少ない貧困者は、仕事や日常生活に最低限のITリテラシーを身につけづらいため、そうした危機に瀕しやすい。スマートフォンの普及とともに、社会全体にICT機器が普及しつつある一方で、低所得者のICT機器保有率・使用頻度は依然低いままなのが現状である。2017年3月時点で世帯年収400万～550万円未満の世帯では注(7)、スマートフォンの保有率は80%弱で、パソコンの保有率は80%強、タブレットの保有率30%強だったのに対して、世帯年収300万円未満の世帯では、スマートフォンの保有率は40%弱で、パソコンの保有率は50%弱、タブレットの保有率10%強にとどまる注(8)。また、図5-2、図5-3のように子どもの貧困率は、ひとり親家庭の半数以上が貧困家庭で、貧困家庭全体の20%近くも占めている。



相対的貧困率の動向 2006, 2009, 2012 2014年 貧困統計HP 作成：但田



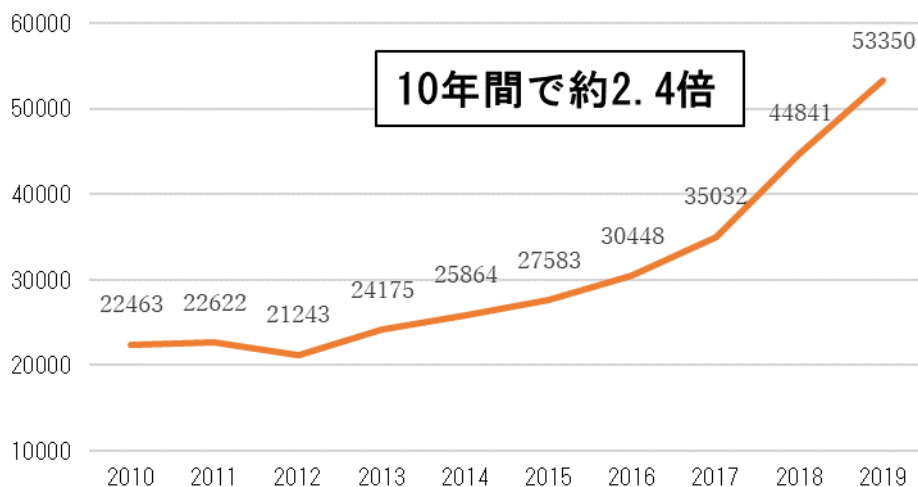
相対的貧困率の動向 2006, 2009, 2012 2014年 貧困統計HP 作成：但田

以前は、ICT機器を使わなくても、学校や家庭・地域で人々は容易につながりあうことができた。しかし今では、格差社会がもたらす多忙感や絶望感が拡大し、近所づきあいに基づく伝統的な地域コミュニティは崩壊しつつある。非正規雇用者や転退職する人々が増え、労働組合の組織率が低下した職場コミュニティも弱体化している。さらに、生活保護受給者などの貧困問題に対して「自己責任論」を当てはめる風潮も強まっている注(9)。こうした背景のもと、貧困者の「孤立化」が進んでいる。ICTの恩恵によって多くの人々が日常生活を便利に過ごせるようになっている一方で、十分なITリテラシーを持たない貧困者は、地域コミュニティや職場コミュニティからの保護も受けられず、孤立したまま社会に適応しにくくなりつつあるといえる。そのため、十分なITリテラシーさえ身につければ必ず貧困から抜け出せるというわけではないものの、様々な理由から社会的に孤立した貧困者になってしまった人々が、必要な支援を得て生活を改善していくために、少なくとも最低限のITリテラシーを身につけておく必要性が高まっている。この対象として課題が大きいのは子どもたちである。通信環境整備とともにPC操作や情報活用能力、情報セキュリティ能力の向上など、子ども貧困者のITリテラシーを向上させるための対策を強化する時代の流れがある。

3-3 不登校の実態

図6-1、図6-2は、全国の小学生、中学生の10年間の不登校児童数生徒数の推移を示したものである。児童数では10年間で約2.4倍になり、生徒数では30000人も増加した。全国的に児童数生徒数が減少している傾向の中で増加していることを考えると、数字以上に深刻な課題であるといえる。また、不登校になったきっかけの多くは、「友人との関係」「生活リズムの乱れ」など人間関係や生活に関わることだが、「勉強がわからない」という理由が数多くあることに注目しなければならない。さらに、ある地域の調査では、生活保護や就学援助を受けていない生徒の不登校が2%に対して、生活保護を受給している生徒の12%、準要保護の生徒の4%が不登校であるというデータがある。生活保護や就学援助を受けている子どもとそうではない子どもでは不登校生徒の割合に大きな差がある。

図6-1 全国小学生不登校児童数の推移



令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校統制と指導上の諸課題に関する調査結果について 2020年 文部科学省 作成：但田

図6-2 全国中学生不登校生徒数の推移



令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校統制と指導上の諸課題に関する調査結果について 2020年 文部科学省 作成：但田

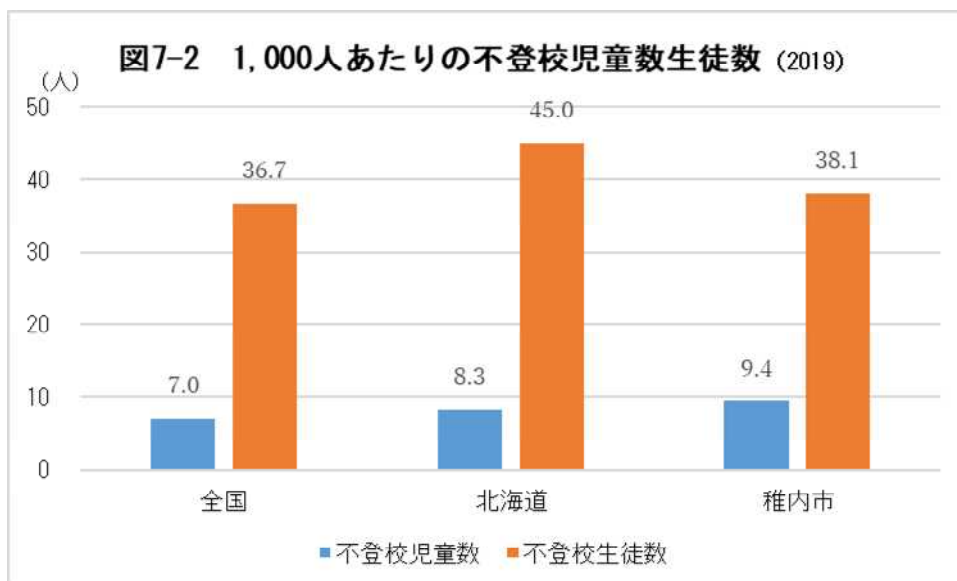
それでは稚内市ではどうなのか。図7-1と図7-2は、稚内市における不登校児童数生徒数の推移と全道全国との比較を示している。不登校児童数生徒数は過去8年間では、ほぼ横ばいだが増加傾向にあることがわかる。ただ、稚内市教育相談所本間正博所長によると、「不登校傾向を含めた予備軍はかなりいるような気がする」という学校現場の声を紹介している。また、全国の不登校児童数生徒数は中学校で一気に増加するが、北海道は生徒1,000人あたりの不登校生徒数が宮城県、高知県について3番目に多く45.0人である。稚内市は中学校の生徒数は全道平均より少ないものの、小学校の児童数は全道全国の平均を超えている。

【参考】高等学校の不登校生徒数は 北海道 967人 (全国16位)
高等学校の1000人当たりの不登校生徒数 北海道 7.8人 (全国45位)

図7-1 稚内市の不登校児童生徒数の推移



稚内市適応指導委員会資料 2020年 稚内市教育委員会 作成：但田



令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校統制と指導上の諸課題に関する調査結果について 2020年 文部科学省 作成：但田
稚内市適応指導委員会資料 2020年 稚内市教育委員会 作成：但田

4. オンラインによる学習支援の可能性

4-1 「はまとんべつ土曜学習塾」の実践から

宗谷管内浜頓別町では、町内の小中学校の児童生徒が、月に1回程度土曜日に定期的に学習することにより学力や体力の向上、学習の習慣化を図ることを目的とした「はまとんべつ土曜学習塾」が開催されていた。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中学校3年生を対象に進路実現へ支援を目的に規模を縮小して開催された。本学は2014年から5年間、文部科学省「地(知)の拠点整備事業」(大学COC事業)による地域の学習支援活動として取り組まれてきたが、事業終了後も稚内市、豊富町、浜頓別町、猿払村の学習支援が取り組まれている。「はまとんべつ土曜学習塾」は2019年から北海道教育大学旭川校と交互に担当しながら参加し、2020年度は本学が単独で参加した。

主な内容は

- 日 程：令和2年8月22日～令和2年12月19日 全10回
- 場 所：浜頓別町役場 大会議室
- 内 容：午前～英語、午後～数学(本学学生が担当)
- 対 象：浜頓別町立浜頓別中学校3年生 ■参加料：無料
- 開催日：全10回の開催を、対面授業5回、オンライン授業5回とする。

【対面授業日】

- ① 8月22日(土) 13:00～14:50
- ③ 9月19日(土) 13:00～14:50
- ⑤ 10月17日(土) 13:00～14:50
- ⑦ 11月14日(土) 13:00～14:50
- ⑩ 12月19日(土) 13:00～14:50

【オンライン授業日】

- ② 9月5日(土) 13:00～14:50
- ④ 10月3日(土) 13:00～14:50
- ⑥ 10月31日(土) 13:00～14:50
- ⑧ 11月28日(土) 13:00～14:50
- ⑨ 12月5日(土) 13:00～14:50

オンラインによる学習支援の可能性
～稚内市、浜頓別町における中学生の実態調査・学習支援から～

■日 課：対面授業とオンライン授業の日課

【対面授業】

13:00	13:45 13:55	14:40 14:50
1時間目	休 憩	2時間目 反省

【オンライン授業】※大学 →→→ 浜頓別町役場 大会議室

13:00	13:40	13:50	14:10	14:40	14:50
1時間目 (Zoom)	休 憩	練習 問題	2時間目 (Zoom)	反省	

■通信環境

- ・一人1台の端末 (iPad) ・Wi-Fi ルーター 2台 ※オンライン授業3回目から

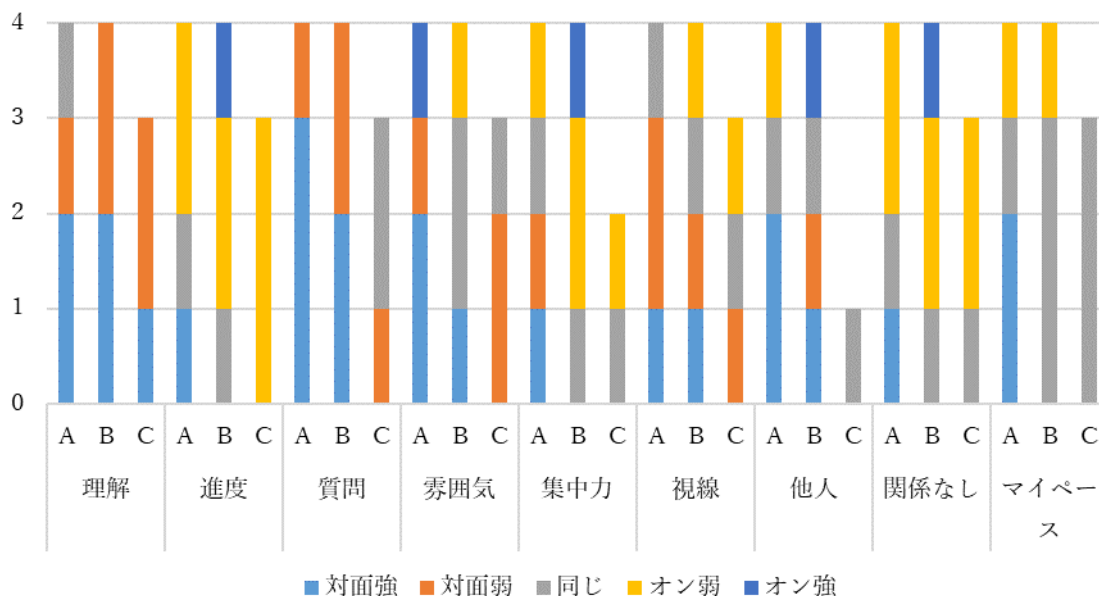
図8-1は、対面授業とオンライン授業を比較して違いを聞いたアンケートの結果である。

A：学力低位と思われる生徒 4名 B：学力中位と思われる生徒 4名

C：学力高位と思われる生徒 3名

- | | |
|--|---|
| <p>【質問項目】 対面強：対面の方
オン弱：ややオンラインの方
理解：授業の内容が理解しやすい
質問：質問しやすい
集中力：集中力が切れやすい
他人：他人に話しかけやすい
マイペース：マイペースでできる</p> | <p>対面弱：やや対面の方
オン強：オンラインの方
進捗：授業の進捗が遅い
雰囲気：授業の雰囲気がよい
視線：先生の視線が気になる
関係なし：授業に関係ないことが気になる</p> |
|--|---|

図8-1 対面授業とオンライン授業の比較

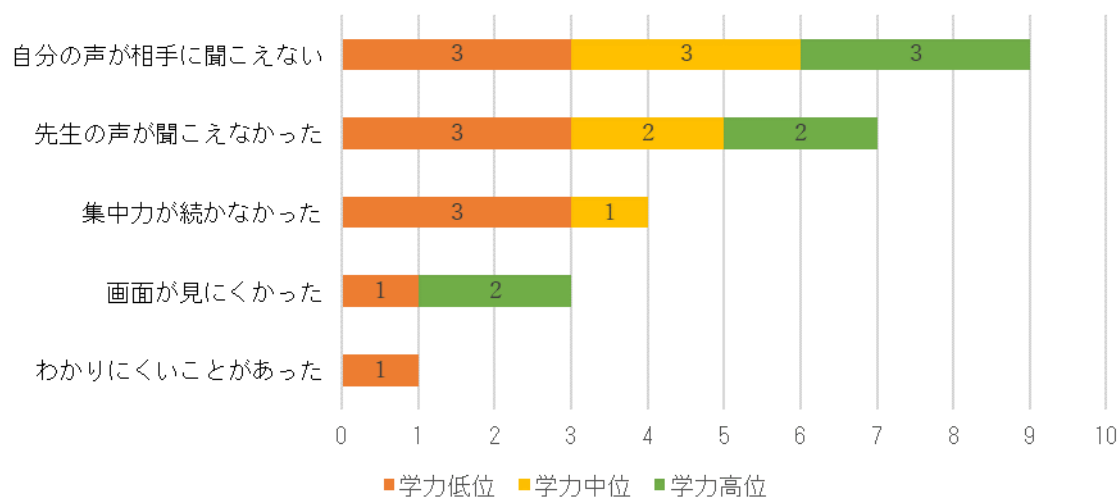


稚内北星学園大学 松本大輔 卒業論文より 作成：但田

オンラインによる学習支援の可能性 ～稚内市、浜頓別町における中学生の実態調査・学習支援から～

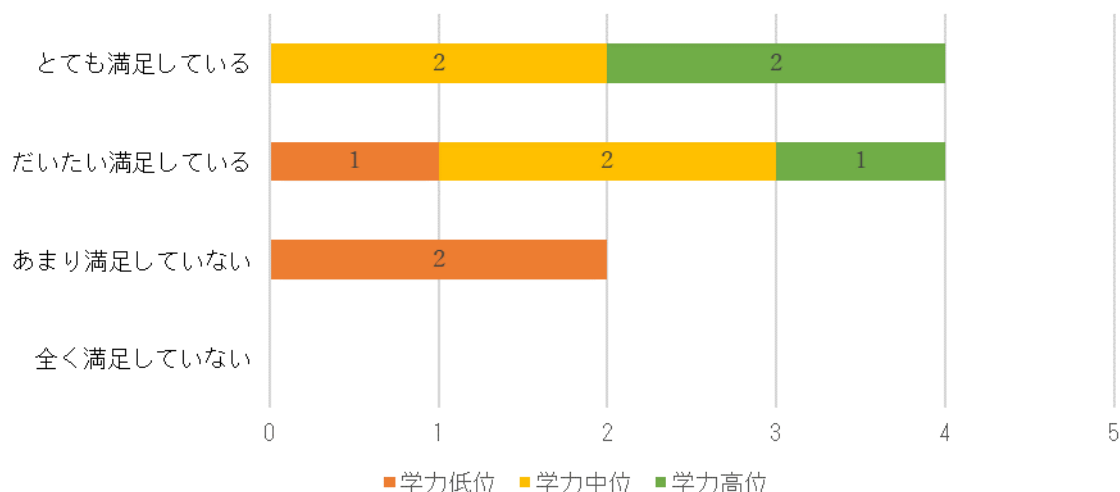
この結果と図 8-2、図 8-3 から、①学力低位の生徒ほど対面授業がよいと感じている傾向である。②オンラインで丁寧に説明したため進度が遅く感じている。③オンラインでは学力低位の生徒ほど質問がしにくく雰囲気を感じさせる。④学力中位、高位の生徒ほどオンライン授業に興味があるという傾向が明らかになった。また、通信環境が悪いことが多く、学習環境として通信環境のトラブルが多かったため集中力が途切れる場面があり、今後は十分な通信環境を整備して臨む必要がある。

図8-2 オンライン授業で困ったこと (単位：人)



稚内北星学園大学 松本大輔 卒業論文より 作成：但田

図8-3 オンライン授業の満足度 (単位：人)



稚内北星学園大学 松本大輔 卒業論文より 作成：但田

4-2 オンラインによる「協働的な学び」

今回のオンライン授業の特徴は、11名が同じ場所においてグループごとに分かれてオンライン授業を受けるところにある。対面授業の学習スタイルである生徒の能力に合わせた提示された問題を、生徒自身が選択してグループで学び合う形態をオンラインでも取り入れたためである。特に、学力低位

と思われる生徒のグループでは、自ら解く過程で自信のないところをまわりの生徒に確かめようとする傾向が強い。学力中位、学力高位と思われる生徒のグループでは、それぞれの解き方を画面に見せながら説明したり画面上で相談しながら解くという学習活動に発展した。端末を活用してグループで学びを広げたことはまさに「協働的な学び」である。

オンライン授業においても学習形態や学習過程を工夫することで探究的、協働的な学びができる可能性が検証できた。特に、Zoomにおいては「ブレイクアウトルーム」機能を使うと更に効果的なグループワークができる。今後はその機能の活用を含めたオンライン授業の学習過程のモデルを実践・検証する必要がある。

4-3 「学び直し」の学習支援

2020年6月、コロナ禍で全国の学校が臨時休校している中、NHKはオンライン授業で不登校の子どもたちが自宅で視聴する取組が紹介された。先進的にオンライン授業を取り組んできた熊本市では、市内11校から「オンライン授業に不登校生徒が参加できた」という報告が相次いだという。熊本大学教育学部の苦野一徳准教授は「不登校の子どもたちが授業に参加できたのは、自分にとって心地のいい学習空間があることに気づけたからだと思う。不登校問題の本質は、同質性の高い学校での学びが窮屈だったことが大きい。オンライン授業は学びの個別化が尊重され、学力の保障もできる。コロナをきっかけに、みんなが一律に学ぶ学校の仕組みそのものが見直されることにつながれば」と解説した。また、オンライン授業になぜ参加できるのかという疑問に、不登校経験の高校生が続いた。「完全に自主的と言うわけではなくて、ほどよく強制されるみたいな感じがよかった。オンライン授業は自由度が高くずっと座ってなくていいだけでも、やる気が出てきますね。学校だと授業やテストが全くわからないとまずいなと思いますが、オンラインはみんなと同じなので楽ですね。ふだん興味なかった科目も少し楽しかったりして、オンライン授業はすごくちょうどよかった」と振り返る。

この内容は、本学が過去に経験した不登校傾向の生徒に対する学習支援の反省や今年度「はまどんべつ土曜学習塾」における学力中位のグループの生徒の反省に通じるものである。オンライン授業の有効性である自由度が高い雰囲気、学習内容も自らが選択することで、まわりを気にすることなく本人に合った形で学習を支援することとなる。主体的に「学び直し」ができる学習支援という新しい形の学びのスタイルを模索することになる。

5. 考察

2021年2月文部科学省で行われた「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」で、2020年の小中学生、高校生の自殺者数が過去最多になったことが明らかにされた。前年度の1.4倍にあたる479人である。特に、8月は例年の2倍以上になる64人であった。成績不振や進路など学業に関わる理由もあるが、コロナ禍における学校への不安、仕事なくなったことによる家庭への不安が大きいのではないかと分析している。特に、コロナによって孤立してしまった子どもたちが、学校や家庭が大変な中自分は何もできず負担をかけて存在する価値がないのではないかという思い、すなわち無価値観を抱いているのではないかという思い。オンライン教育に警鐘の意味を込めて、国連／子ども権利委員会は次のような声明を発している。

国連・子どもの権利委員会：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する声明 2020年4月8日

3. オンライン学習が、すでに存在する不平等を悪化させ、または生徒・教員間の相互交流に置き換わることがないようにすること。オンライン学習は、教室における学習に代わる創造的な手段ではあるが、テクノロジーもしくはインターネットへのアクセスが限られているもしくはまったくない子ども、または親による十分な支援が得られない子どもにとっては、課題を突きつけるものでもある。このような子どもたちが教員による指導および支援を享受できるようにするための、オルタナティブな解決策が利用可能とされるべきである。

以上示してきたオンラインによる学習支援の実態や環境の中で、不安と葛藤している子どもたちに端末を活用した「個別最適な学び」は効果的なのだろうか。オンライン教育はどうすると全ての子どもたちの可能性を引き出すことができるのであろうか。稚内市子どもの貧困対策プロジェクト会議や教育連携会議など、稚内市の教育の特性を生かしながら、次のような可能性を生み出すことができるのではないかと考える。

1. 子どもたちの実態を把握し、地域格差、教育格差が生じない環境を整備することで多様な支援を必要とする子どもたちへの支援を工夫する。
2. ICTの活用では、教員・学校の研究や交流に軸をおいた連携で子どもたちの意識や実態は変化し、実態に即した「個別最適な学び」の創造が生まれる。
3. 稚内市の教育の特性である地域とのつながりを学校が大胆に生かすことで、地域の教材や人材を生かした「協働的な学び」の発想が生まれる。
4. 学校と大学・教育機関が連携し学びの機会をオープンに発信することで、不登校など学びに悩む子どもたちへの「学び直し」の機会になる可能性が生まれる。

● 注

- (1) 国連子どもの権利委員会「日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見」（英文）関連部分を引用。
- (2) 子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議日本語訳を引用。
- (3) 高等学校学習指導要領（平成30年告示）文部科学省 前文の一部を引用。
- (4) 2020年山梨県立巨摩高等学校「総合的な探究の時間」。
- (5) 2020年愛知教育大学附属高等学校「総合的な探究の時間」
- (6) 文部科学省「GIGAスクール実現推進本部」設置 大臣メッセージの一部を引用
- (7) 厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査の概況」P10
- (8) 内閣府「消費動向調査」2017年3月の保有率
- (9) 「平成24年版厚生労働白書」によると、日本で「政府は、失業者がそれなりの生活水準を維持できるようにすべきだ」という意見に「肯定的な意見」を回答した人は「先進諸国の中では比較的低い水準」の56.2%である。また、OECDのSociety at a Glance 2014によると、過去1ヶ月に援助が必要な見知らぬ人を助けた人の割合は、日本ではOECDとBRICs諸国の中で最低の割合(24.7%)であり、しかも約4年前の調査よりも3ポイント減少した。

●参考文献

- ・国連子どもの権利委員会 日本第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見
2019年 子どもの権利条約NGOレポート連絡会議
- ・子供の貧困対策に関する大綱 2019年 日本政府
- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する声明 2020年4月 国連子どもの権利委員会
- ・Society at a Glance 2019 2019年 経済協力開発機構（OECD）
- ・所得データベース 2016年 経済協力開発機構（OECD）
- ・中教審第197号中央教育審議会答申
学習指導要領等の改善及び必要な方策等について 2016年 文部科学省
- ・中教審第228号中央教育審議会答申
「令和の日本型学校教育」の構築を目指して 2021年 文部科学省
- ・中学校学習指導要領 2017年告示 文部科学省
- ・高等学校学習指導要領 2018年告示 文部科学省
- ・GIGAスクール実現推進本部資料 2020年 文部科学省
- ・子どもの貧困の社会的損失推計 ～都道府県別集計～ レポート 2016年 日本財団
- ・国民生活基礎調査 2020年度 厚生労働省
- ・開発協力白書 2015年 外務省
- ・平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果 2019年 文部科学省
- ・平成29・30年改訂学習指導要領小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント
2019年 文部科学省
- ・平成29・30年改訂学習指導要領高等学校学習指導要領の改訂のポイント
2019年 文部科学省
- ・平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果 2019年 文部科学省
- ・平成30年度 全国学力・学習状況調査 2019年 文部科学省
- ・公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究 2019年 文部科学省
- ・地方自治体のための学校のICT環境整備推進の手引き 2019年 文部科学省
- ・学校におけるICT環境の整備について（教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画）
2018年 文部科学省
- ・学校における情報化の推進体制 2019年 文部科学省
- ・SDGsと教育分野の取り組み 2016年 日本ユネスコ国内委員会
- ・学習支援の現状と在り方 2018年 内閣府
- ・新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動変化に関する調査
2020年 内閣府
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した公立学校における
学習指導等の取組状況について 2020年 文部科学省
- ・2020年児童生徒の自殺者数に関する基礎資料集 2021年 文部科学省

● 英文タイトル

Possibility of online learning support

～ From a fact-finding survey and learning support for junior high school students in Wakkanai City and Hamatombetsu Town ～

● 英文要約

Continuing from 2010, the 2019 United Nations Children's Rights Commission pointed out a "stressful school environment (including an overly competitive system)", and it is an environment where children cannot study at their own risk. It was recommended to be in. While Japanese education is being questioned internationally, the pandemic of the new coronavirus infection that shook humankind is a nationwide closure that Japanese education has never experienced, a school that protects children's lives and learning. A shocking issue was posed.

As new educational measures, attention is being paid to online education that is not dense and CBT of national academic ability / learning situation surveys, and terminals are being distributed as an advancement of the "GIGA School" concept preceded by the Ministry of Economy, Trade and Industry. The report of the junior high school trial published in 2021 emphasized the improvement of lessons by utilizing ICT integrated with "collaborative learning" so that "individual optimal learning" does not become isolated learning. The school is a place where various children can learn from each other based on the curriculum that is in line with the actual situation of the students and the community. There is concern about confusion at school sites where lessons must be improved in an educational environment.